

# 冬のくらし

## 屋根の雪にご注意を

この時期、積雪量が最も多くなります。さらに、春に向けて暖気が来ることが多くなり、屋根雪による事故が起こりやすくなります。自宅はもちろん、外出の際にも注意が必要です。また、倒壊事故を防ぐため、空き家を所有している方は適正な管理をお願いします。

### 屋根からの落氷雪事故などを防ぎましょう

毎年、屋根からの落氷雪による事故が発生しています。次のことに注意し、事故を防ぎましょう。

- \*屋根の雪や氷、つららが道路に落ちる建物には、事故防止のための雪止めを設置してください
- \*雪止めを設置している場合、老朽化による事故が発生しないよう必ず点検・修繕してください
- \*落氷雪事故は、気温が $-3^{\circ}\text{C} \sim 3^{\circ}\text{C}$ 程度で発生しやすいので、暖かい日は特に注意してください
- \*気温が高くなる予報が出た場合、前もって屋根などの雪や氷、つららを落としてください
- \*高所からの落氷雪は、少量でも危険です。早めに処理してください
- \*軒下を通るときは、屋根からの落氷雪に注意してください
- \*軒下や道路では、絶対に子どもを遊ばせないでください
- \*落氷雪があった時は、直ちに事故がないか確認し、道路の通行に支障がないよう速やかに除雪してください
- \*交通事故や交通障害を防ぐため、屋根からの落氷雪や敷地内の雪を道路に出さないでください



問合せ先 市除排雪対策本部

### 空き家を所有している方へ

経済状況の悪化や建物所有者の高齢化など、様々な事情により、適正に管理されていない空き家が増えています。

このため、屋根雪が放置されている空き家が増えており、落雪や建物が倒壊したときに、隣家や通行人、車両等に損害を与えた場合、建物所有者は被害者から損害賠償を求められることがあります。

また、空き家の管理がなされておらず、建物が倒壊したり事故が発生したりした場合、「岩見沢市における空き家等の適正な管理に関する条例」により、市が必要最低限の措置をする場合があります。この場合、措置に要した費用は空き家の所有者から徴収します。

建物所有者の皆さんは、このような事が無いよう建物の適正な管理をお願いします。



問合せ先 市民連携室市民連携係